

VII. 住宅について



1. 公営住宅の入居

(1)市営住宅

●【募集】

定期募集年2回
(6月・11月・状況によって随時募集すること
もあります。)

小学校就学前のお子さんがある世帯向け住宅を
定期募集の際、別枠で募集することがあります。

●【募集方法】

広報「くしろ」や釧路市のホームページに掲載
しています。

●【入居資格】

①入居しようとする世帯総収入が釧路市で定め
る基準額以内であること。

②釧路市に住所のある方、又は勤務先が釧路市
である方。釧路市への定住を希望してる方。

③市税等を滞納していない方

④住宅に困窮していること(持ち家のない方)
※その他いくつかの規定があります

●【申込時必要書類など】

①収入に関する証明
(源泉徴収票、給与支払明細書、年金支払通
知書など)

②その他(障がい者手帳など、その人により異
なる証明が必要になる場合があります)

☞ 手続・相談窓口 ☞

- | | |
|----------------|---------------|
| ●一般財団法人釧路市住宅公社 | ☎31-4563 |
| ●阿寒建設課 | ☎64-6191 |
| ●音別建設課 | ☎01547-6-2231 |

(2)道営住宅

●【募集】

定期募集年4回(5月・8月・10月・2月)
随時募集はしていません。

●【募集方法】

広報「くしろ」や釧路市住宅公社のホームペー
ジに掲載しています。

●【入居資格】

①入居しようとする世帯総収入額が、北海道で
定める基準の範囲内であること。

②現に同居し、又は同居しようとする親族があ
ること

③住宅に困窮していること(持ち家のない方)

※その他いくつかの規定があります

●【申込時必要書類など】

①北海道営住宅入居申込書
(電子申請可。募集実施時に配布)

②北海道営住宅抽選カード 他
(※お持ちの方のみ)

●【入居資格審査】

抽選の結果当選した方は、資格審査のための証
明書等が必要になります。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- | | |
|---|----------|
| ●一般財団法人釧路市住宅公社 | ☎31-4563 |
| http://www.kushiro-jk.or.jp/ | |